

# 大分県報

令和三年  
第二二二二号  
七月六日

（火曜日）

## 規則

大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………一

## 告示

青少年に有害な興行の指定……………一

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（四件）……………二

## 選挙管理委員会告示

大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨……………五

## 公報

都市計画図書の縦覧……………七

## 雑報

令和三年度行政書士試験の実施について……………七

## 規則

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月六日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第七十九号

### 大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の家畜人工授精関係事務の項中

家畜人工授精所開設許可申請手数料

令和三年七月六日

大分県報（規則・告示）

一

家畜人工授精所開設許可申請手数料

を

家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料  
家畜人工授精所開設許可証再交付手数料

に改める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 大分県告示第四百六十二号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和三年七月六日

大分県知事 広瀬勝貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令三・六・二五	映画	爛れた関係 猫股のオンナ	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	発情！十三人の淫女	新東宝映画	
〃	〃	団地妻を縛る	新東宝映画	
〃	〃	濡れ絵筆 家庭教師と息子の嫁	オーピー映画	
〃	〃	好色ドクター 不倫のすすめ	新東宝映画	
〃	〃	絶倫玉さがし	新東宝映画	

大分県報（規則・告示）

一

大分県告示第四百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ春日浦

大分市王子北町五番九号

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社

代表取締役 北 哲 弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 森 田 俊 作

変更後 代表取締役 北 哲 弥

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社ホームインプループメントひろせ

代表取締役 中 澤 孝 志

大分市大字古国府二百四十三一九

外六者

変更後 株式会社ホームインプループメントひろせ

代表取締役 中 澤 孝 志

大分市古国府四丁目七番十三号

外六者

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

令和三年四月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

令和三年一月十六日外

二 届出年月日

令和三年五月十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年七月六日から同年十一月八日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十一月八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ中津北

中津市大字大新田字六番通二百七十六番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社

代表取締役 北 哲 弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 森 田 俊 作

変更後 代表取締役 北 哲 弥

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

変更前 株式会社ユニクロ

代表取締役 柳 井 正

山口県山口市佐山七百十七番地一

外六者

変更後 株式会社ユニクロ

代表取締役 柳 井 正

山口県山口市佐山一万七百十七番地一

外六者

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

令和三年四月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

令和二年七月十七日

二 届出年月日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年七月六日から同年十一月八日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十一月八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニー日田ショッピングセンター

日田市大字渡里字上瀬井手七十一番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

合同会社西友

代表社員 株式会社西友ホールディングス

職務執行者 大久保 恒 夫

有限会社あびすや

代表取締役 財 津 直 美

日田市大字渡里七十三番地の五

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マ

レドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

外一者

変更後 合同会社西友

代表社員 株式会社西友ホールディングス

職務執行者 大久保 恒 夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

令和三年七月六日

大分県報（告示）

外一者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マ

レドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

外九者

変更後 合同会社西友

代表社員 株式会社西友ホールディングス

職務執行者 大久保 恒 夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

外九者

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和三年三月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和三年三月一日外

二 届出年月日

令和三年五月二十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年七月六日から同年十一月八日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十一月八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ豊後大野

豊後大野市三重町赤嶺字大宮田二千三十二番 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社

代表取締役 北 哲 弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 大和リース株式会社

代表取締役 森 田 俊 作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

外一者

変更後 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲 弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社フレイン

代表取締役 下 田 保 恵

竹田市大字拝田原二百一番地二

外三者

変更後 株式会社西松屋チエーン

代表取締役 大村 浩一

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番一号

外四者

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和三年四月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成二十九年七月二十七日

二 届出年月日

令和三年五月十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年七月六日から同年十一月八日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十一月八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

## ○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定により、令和三年五月

十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和三年七月六日

大分県選挙管理委員会委員長

一

木

俊

廣

第一回報告分

令和三年七月六日

大分県報（告示・選管委告示）

五

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和3年5月16日執行大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 5,417,100円
- 収支報告書の要旨

候補者氏名	井 英昭	所属党派	無所属	期間	4月21日から 5月28日まで	第1回分
出納責任者氏名	井 倫子					

収入

主たる寄附 (氏名)	(職業)	(寄附額)	収入	支出	金額
渡邊 由美子	NP0法人理事長	90,000円	人件費	845,000円	
阿南 市代	NP0法人職員	90,000	家屋費	119,437	
工藤 洋子	無職	90,000	選挙事務所費	119,437	
首藤 小夜子	無職	30,000	集合会場費	0	
森 敏信	無職	20,000	通信費	0	
秋田 要	無職	20,000	交通費	327,900	
松村 敏雄	会社役員 自営業	50,000	印刷費	199,320	
		20,000	広告費	159,611	
			文具費	12,096	
			食糧費	0	
			雑費	10,082	

その他の寄附 0件

その他の収入 1,099,690

今回計 1,489,690

総計 1,489,690

項目	日	金額
支出のうち公費負担相当額	ピラの作成	120,000円
	ポスターの作成	63,756円
	計	183,756円

報告書受理年月日 令和3年5月28日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和3年5月16日執行大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 5,417,100円
- 収支報告書の要旨

候補者氏名	佐田 啓二	所属党派	無所属	期間	3月1日から 5月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	佐田 由美					

収入

主たる寄附 (氏名)	(職業)	(寄附額)	収入	支出	金額
三井 京子	無職	100,000円	人件費	270,000円	
大久保 美子	無職	300,000	家屋費	709,357	
佐藤 千恵子	無職	100,000	選挙事務所費	709,357	
飯野 美枝子	無職	100,000	集合会場費	0	
佐田 恵子	無職	30,000	通信費	18,316	
			交通費	0	
			印刷費	387,260	
			広告費	455,400	
			文具費	0	
			食糧費	140,994	
			雑費	0	
				24,369	

その他の寄附 5件

その他の収入 948,436

今回計 1,618,436

総計 1,618,436

項目	日	金額
支出のうち公費負担相当額	ピラの作成	120,000円
	ポスターの作成	267,260円
	計	387,260円

報告書受理年月日 令和3年5月27日

第1回報告分



公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年5月16日執行大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,417,100円
- 3 収支報告書の要旨

候補者氏名	吉竹 悟	所属党派	無所属	期間	2月1日から 5月27日まで	第1回分
出納責任者氏名	大窪 久一					

収入	支出
主たる寄附	465,000円
その他の寄附	0円
その他の収入	0
その他の収入	83,600
今回計	1,934,400
総計	1,934,400
その他の寄附	0
その他の収入	83,600
今回計	1,934,400
総計	1,934,400
支出のうち公費負担相当額	86,365円
	95,700円
	182,065円

報告書受理年月日 令和3年5月27日 第1回報告分

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

中津都市計画公園 二・二・一号 二ノ丸公園（中津市決定）

二・二・十三号 中殿公園（中津市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

○雑 報

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷 一照から、令和三年度行政書士試験の実施について、次のとおり登載依頼があった。

令和三年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により大分県知事から委任された令和三年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和三年七月五日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 多賀谷 一 照

一 試験日時

令和三年十一月十四日（日）午後一時から午後四時まで

二 試験場所

大分大学且野原キャンパス

大分市大字且野原七〇〇

三 試験の科目及び方法

1 試験の科目

令和三年七月六日

大分県報（選管委告示・公告・雑報）

試験科目	内容等
<p>行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 四十六題)</p>	<p>憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和三年四月一日現在施行されている法令に関して出題する。</p>
<p>行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 十四題)</p>	<p>政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文理解</p>
<p>2 試験の方法</p> <p>(一) 試験は、筆記試験によって行う。</p> <p>(二) 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。</p> <p>なお、記述式は、四十字程度で記述するものを出题する。</p> <p>四 受験願書及び試験案内の配布と請求方法</p> <p>1 受験願書及び試験案内の窓口での配布</p> <p>(一) 配布期間 令和三年七月二十六日(月)から同年八月二十七日(金)まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。</p> <p>(二) 配布時間 午前九時から午後五時まで</p> <p>(三) 配布場所 一般財団法人行政書士試験研究センター、大分県情報センター、東部振興局、別府土木事務所、臼杵土木事務所、南部振興局、豊肥振興局、豊後大野土木事務所、西部振興局、玖珠土木事務所、北部振興局、豊後高田土木事務所及び中津土木事務所並びに大分県行政書士会</p> <p>2 受験願書及び試験案内の郵送での配布</p> <p>(一) 配布期間 令和三年七月二十六日(月)から同年八月二十日(金)(必着)まで なお、受験願書及び試験案内の郵送での配布の請求は、七月五日(月)から八月二十日(金)(必着)まで受け付ける。</p>	
<p>五 受験手続</p> <p>1 郵送による受験申込み</p> <p>(一) 受付期間 令和三年七月二十六日(月)から同年八月二十七日(金)まで</p> <p>(二) 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課(受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。ただし、八月二十七日(金)の消印があるものまで受け付ける。)</p> <p>(三) 提出書類 受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)</p> <p>(四) 受験手数料の払込み 受験手数料の払込方法は、試験案内により確認すること。</p> <p>2 インターネットによる受験申込み</p> <p>(一) 受付期間 令和三年七月二十六日(月)午前九時から同年八月二十四日(火)午後五時まで インターネットによる受験申込みは、八月二十四日(火)午後五時で終了し、午後五時までに入力を完了しないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。</p> <p>この期間におけるインターネットによる受験申込みは二十四時間利用可能。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページにアクセスし確認すること。 (ホームページ <a href="https://gyosei-shiken.or.jp">https://gyosei-shiken.or.jp</a>)</p> <p>最終日(八月二十四日(火))は、大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなること予想されるので、余裕を持って早めに申し込むこと。</p> <p>(二) 受験手数料の払込み</p>	



ア 受験手数料の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの払込みに限る。  
イ 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners  
ウ 利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニユーヤマザキデイリーストア

### 3 受験手数料 七千円

払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合等を除き、返還しない。

### 六 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等で受験に際して特例措置（車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等）を希望するものには、希望する措置を行うことがあるので、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）に先立って一般財団法人行政書士試験研究センターまで相談すること。

特例措置の申請方法等手続の詳細については、試験案内により確認すること。

### 七 合格発表の日時及び方法

#### 1 合格発表の日時

令和四年一月二十六日（水）午前九時

#### 2 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）する。

公示後、受験者全員に合否通知書を郵送するとともに、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を掲載する。

### 八 試験に関する問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

東京都千代田区一番町二十五番地 全国町村議員会館三階 電話（〇三）三二六三一  
七七〇〇

大分県総務部市町村振興課行政班

大分市大手町三丁目一番一号 電話（〇九七）五〇六一二四〇八